

平成22年度国民健康保険税における非自発的失業者の軽減制度について

広報5月号でもお知らせしましたとおり、国の法律改正によって平成22年4月より、リストラ、倒産などの非自発的な失業のため、職場の健康保険を脱退し、小郡市国民健康保険に加入する人もしくは加入された人に対して、申請によって平成22年4月以降の国民健康保険税の軽減措置を行っています。

対象となる人（次の①から③全ての条件を満たす人が対象です）

- ①平成21年3月31日以降に失業した人
- ②失業時点で65歳未満の人
- ③雇用保険の特定受給資格者または特定理由離職者で下記コードの該当者

【③の確認方法】

「雇用保険受給資格者証」（本人所持）による確認とし、「離職年月日 理由」欄の「理由コード（2桁の数字）」が下記のコードの方が対象となります。

離職者区分	対象となる理由コード
特定受給資格者（解雇・倒産等の事業主都合により離職した人）	11、12、21、22、31、32
特定理由離職者（雇用期間満了等により離職した人）	23、33、34

軽減内容

国民健康保険税の所得割を算定する際、失業した日の翌日からその翌年度末までの間、非自発的失業者の国保加入期間に伴う前年給与所得を30 / 100として算定します。

軽減期間

軽減措置の適用期間は次のとおりです。（※平成22年度分からになります）

失業した日	国保税軽減対象期間（月割計算）
平成21年3月31日～平成22年3月30日	平成22年4月～平成23年3月
平成22年3月31日～平成22年4月29日	平成22年4月～平成24年3月
平成22年4月30日～平成23年3月30日	失業した日の翌日に属する月～平成24年3月

注：軽減期間中に職場の健康保険に加入し国保の資格を喪失した場合において、その後再度国保に加入する際、雇用保険の受給が新たに生じていなければ、残っている軽減対象期間中は軽減措置を改めて適用します。

なお、平成21年度分以前の国民健康保険税は軽減の対象にはなりません。

申請に必要な物

- ①雇用保険受給資格者証、②印鑑（認印）、③国民健康保険証（既に国保に加入されている世帯）

※国民健康保険税への適用は、申請された翌月に送付される納税通知書（税額変更通知書）に反映されます。

■申請および問い合わせ先

国保年金課 国保係 ☎ 72-2111 内線 424、425

